時事新報

時事新報

外國商賈の事い外交政略の外にす可し

外交とは國と國とに交際を稱する者にして商賈貿易には無縁なれ共西洋人が東洋未開の國々を相手にしては自案の創意を以て故さらに其間に緣を繋がせ外交の政略を私の商利に使用する事例往々これあるあり甚はざ謂つれ無き次第なりと雖ども如何んせん古來東洋の習慣よて外交と貿易との區別立たずして西洋諸國より此筆法を加へらるゝも恬として怪しまざるもの丶如し例へば此程來清國に於て天津北京の間二百四十里（支那里）の處に鐵道を敷設せんとし總理衙門れ決議と經て直隷總督李鴻章より其旨と各地方官に通告し獨々工事着手の運びに至りしが夫れより先き既に英佛獨米の諸國に於ては支那鐵道工事請負の利益に着目し其國の商人等は前やより支那に來り中には本國の政府若くは當路者より別段の紹介を持參し更に清國渡着の上は本國の公使若くは領事に便り或は又李鴻章附きれ外國人に勢力して頻りに請負の周旋に忙はしき由は豫て我輩の聞き及び居たる事實あり此種の周旋は獨り鐵道にのみ限るに非ず諸般の貿易皆な同樣の順序にして東洋に來る所の商人は先づ第一に公使領事の紹介を當てにし外交上の庇蔭を仰ぐで品物賣込その手蔓を求むる事比々なる是あらざる無し特に近年に至りては其風氣最も甚ざしく東洋の商賈と云へば必らず其國官邊の手助けと要するものゝやうに心得て其邊に取持ちを依頼せんとするは今の西洋商人一般の風にして支那へ對しては勿論、我日本に來りても往々其方略を仕向るものありと云ふ甚ざ怪嘆に堪へざる次第なり此事に關してはロンドン チャイナ マヤスプレスの紙上に於ても近頃議論あり曰く英國の商權が東洋にて逐々衰退するは英國公使の一部一部本國の政府と國會に掣肘せられて思ふ儘に商人の保護奬勵を爲す能はざるも亦其一因なり然るに獨逸佛蘭西などは其國れ商人の爲め手段を盡して成る丈け本國の品物と賣り込まする工風を怠らず就中ろの國の貿易に關係する物品は公使一人の働きに因りて得喪を生ずること容易にして英國の商賈が漸次その鼻を挫らるゝも空くふれが爲めなるべし並し本國の威光に賴る外交の權勢を利用して貿易の繁昌を促すに足ることは支那日本に於ける商賈の實地と知る人の孰れも詳悉して疑はざる所ならん云々と即ち何故に英國の公使は他の外國の公使の如く外交上の職權を商賈保護の事に用ひざるやとて暗に之を奬勵ふたる意味あるべし西洋諸國同士の國交際に於て尚めにも斯りる議論と發したらば人に其奇怪と笑はれて自らも赤面することあらんと雖とも東洋諸國に對する時は大膽に其說を吐露して忌憚を知らず西洋人が東洋を輕傷する一般の思想は獨り前記のエキスプレスに限らざるなり

偖て右の如く日本も支那の同伴中に數へられたる日本國の實事なり我輩之を辨護して已まずと雖とも支那國が有の風說を立てられて其商賈は單に西洋商人の腕前にれと依賴と何からず各國の公使領事ふるに干渉すればする程其利益を見る者なりと其考察と西洋人の頭腦に吹込を有るは支那人自ら招きたるの災難と云はる可からず例へば前記天津北京間の鐵道の如きも英[illegible]加の三國に入れせしめて請負費用の最[illegible]に其工事を託する評議の由なれども是[illegible]りさる話なり抑も鐵道工事に關する[illegible]は[illegible]の奬勵なるや知る可からずと雖とも世界の[illegible]事の手早くして價の廉なるは亞米利加の鐵道にして構造の丁寧堅固なるは則ち英吉利の鐵道なりとは爭ふ可からざる定論あるに支那の政府が殊更に此入札の新法と用ひて米英を競爭せんとするは果して何等の所存あるか廉價の鐵道を作らんと欲するならば之れを米國に注文すべし又堅固の鐵道所望とならば往て英國に需むべし颯々と自家の斷案通りに決行して少しも遠慮ふ及ばざるに何にう公平らしく入札云々れ旨を公布ふたるは是れ第一に米英間の爭ひを促すべ兄事端ふして商賈ふ外交官の容喙を許可するの害永く延ひて後日にまで波及すべきあり又米英は外に鐵道事業には格別の評判も無き獨逸國が入札者の一員に加へられたるは仔細ありげれ事相あり在清國獨逸の公使は清中外交を商賈に利用するに如才無兄熱心家（エキスプレスに據れば）の由にも聞けば此邊の由緣にて英米の次に同じく俟補者に擧げられたる事あらんと思はるゝなれども獨逸が支那鐵道の工事に關係し得ると せば佛蘭西のみ獨り其仲間を除かれざるい寧ろ奇怪の至りに非ず特ふ安南の事件以來佛清媒和の其の時にも清國は清來國内に鐵道工事の類も ならば第一着は佛蘭西に得意を讓るべしと堅く約束の上其の局を結びたる次第もあるに天津北京起工第一着の鐵道請負員を除名せられたるは少しく不都合なるが如し夫れい兎も角も支那れ如き廣漠無邊の邦土を通じ他日鐵道を敷設する時節に至らば今日天津北京の鐵道ふ外交と商賈とを混同したる其悪例が備を作りて支那の鐵道ふ外交家が各自競爭の分捕物さるを免かれざる不幸に際會せんも知る可らず我輩は支那の爲め否ま東洋全般の爲めふ大に之れを悲しむ者なり

官報

○遞信省令第二號

明治十八年（五月）第七號布達電信取扱規則中左ノ通改正シ本年七月一日ヨリ施行ス

明治二十年六月十四日　遞信大臣子爵榎本武揚

一第二十五條中職綴十ノ下「五」ノ一字及計算ヲ十ノ下「五」ノ一字ヲ削ル

二第三十七條中一厭文ノ下二十字ヲ削リ左ノ二十八字ヲ加フ

五語以内住所氏名共　金二十五錢

一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ增ス

三第三十八條中一厭文ノ下二十字ヲ削リ左ノ二十六字ヲ加フ

五語以内住所氏名共　金二十五錢

一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ增ス

○北海道廳官有地貸下規則　北海道廳に於ては本月一日廳令第六十一號を以て官有地貸下規則左の通定めたり但し昨十九年四月同廳乙第九號達及同年一月廳令第三號乙第一號達第三項第四項及同年十二月根室支廳甲第三十四號布達は廢止せり

第一條　官有地貸下規則

官有開墾地及北海道土地拂下規則に據り拂下願を土地は此規則に據り貸下ふし

第二條　貸下願出るときは保證人連署其土地の略圖（第二號式）を願書（第一號式）に添へ差出すべし

第三條　官有地貸下期限は左の各項に依るべし

五箇年以内　耕宅地、河岸場、魚鳥繁場、海藻乾場、土石取揚場の類

一箇年以内　雜物置場の類

三箇月以内　仮小屋所、休憩所の類

第四條　貸下許可の際は手數料金八厘上納貸地渡申受くべし

第五條　貸地料は增價百分の一とす

第六條　凡り官有地の借地料を期限の過上納せざるものは其貸下を取消すべし此場合にては假令如何なる勞費あるも其償を下付せざるものとす

第七條　凡り官有地貸下許可を得たる者は其當初出願の目的に應て之を仲用するを得ると雖とも他人（譲入賣入を爲すことを得ざるものとす

但不慮に事故ありて轉貸せんと欲するときは願出べし

第八條　凡り官有地貸下期限中公益又は官用に依り返納ふし

第九條　年を以て貸渡したる土地期年期を滿はんと欲するときは其月以内に返納すべし但貸下期限内の返納は願（第四號式）出べし但貸下期限内の返納は願（第五號式）出べし

但遞信地は廳（第五號式）出べし

○廳開解停　農に營行を停止せられたる和歌山日々新聞は今十四日より解停せらる

雜報

○蝦夷製圖　海軍省雇顧問佛國人ベルタン氏の建任に關する蝦夷製圖教樂は既に著顯しだる由にて今度大臣の許へ呈出したりと云ふ

○巡査教習所　今度新設したる之愛宕町の巡査教習所にて巡査の訓練裏則は勿論其他人命救濟日本手帖編

○十九年東京府虎列刺（去る十一日の續き）

（三）所轄内に死者あるに方り其警察官に於て死體檢視を要する者と認むるときは檢視醫に檢致官と共に現場に出張し其家族又は親戚者に就きて詳に生前の狀態及病中の症候を尋問し然後死體を檢視し尚ほ有疑決し難きときは主治醫に就きて逐細に病歷を尋問し而して虎列刺病者の死體たる證憑判然たるときは之を檢致官に告げて死體には法規の手續をふし而して海葬法及隔離遮斷法を定むるは前條と異なる所なし

（四）隔離人並に交通遮斷人は隔離及交通遮斷施行の日より起算し第五日に至りて之を診察し若も感染の疑ふ者は翌朝遮くと之を解放するも屬官に病症ありて感染の疑ある者は一兩日者くは數日其解放期を延延して病勢の如何を察し而して異常あるときは其日より起算し治癒に赴く自宅療養の患者に於て若し死亡するときは其日より起算し第五日に至りて其家族及此患者に係る隔離遮斷人を診察し異常ふき者は翌朝解放し屬官症あるときは隔離と一般の處置をふす

第三期

此目的たる故も困難ふも有要ふる者にして充分ふる成績を得るは獨る隔離たり然れども今將たる成績の大要を掲げ以て他日の參考に供する所の如し

抑府下に於て本年虎列刺病の發生たるや麻布區霞關町北寶鳳揮長崎村及日本橋區上槇町に發したる三名の患者を以て初步とす爾後數日の間所々に數名の患者を生じたりと雖ども特發にして者も傳染の證左なし亦其家族及近隣に感染したる患者の如きは蓋し傳染の證據判然たる者といふべし而して神田練町の患者は共に機漫より來る者にして其機漫に在るや殆しく流行地に在りし者あり者京橋郡日本橋區に感染實に鮮少ふらず又芳町の患者は地方今戸町の患者戸塚七五郎より傳染せし者にして七五郎の原因判然ふらずと雖ふ不接生より特發せし者の如し此三町の病性十名の多きに賛れり要するに傳染の系統判然たる者三十名方主五如く其數順次相倍純するを以て系統の調査を得ざる者蓋し幾十名あるを知らず顧ふ稀溪し交通最も繁盛の地と謂ふべし然るに其表通りの家屋は大抵精清潔ふるも裏長屋のごきに至りては實に狹隘の地に數棟相併列し不潔甚し亦光線の透射空氣の流通頗る悪しく自然赤汚濁の如し而して其人民の狀態然たる大抵貧窶を極めり日屋樣を以て業とふし食物の如きは實に粗惡を極むと云ふ可し此狀態たる殊に淫町近傍螺鈿松島町を以て甚しとふす暴竟貧民の巣窟と云ふも亦謂言に非ざるべし是此三區に於て殊に流行せし所以ふらん

消毒法は各人各戸に就きて固より別然たる成蹟を得ふ者に非ず雖流行地も盛ふる一町或は數町を囊して大消毒法を行ふときは日を表ひて其地に患者の發生減少し遂に消滅に歸する消毒法の効績と云はざるを得ず即ち前後に記載せし通り神田芳野町久は麻布區新網町神田區末廣町京橋區新濱町日本橋區久松町の如きは最も著明ふる例證ふり其施行の方法及患者數の增減の如きは檢疫報告書に照して明了ふるべし又神田日本橋京橋の三區は府下最も流行の地ふるを以て此三區に限り發生地の狀態家屋の構造下水溝府より井水の如何に至るまで實地に就きて一々調査せし數實に二千七百戸ふり又其數も流行せし地の井水と之に接近して流行せざる地の井水を汲取り比較し其水質の如何を比較して表ときは土地界濕家屋不潔人民貧窶にして不良の井水を飲用する地に虎刺刺の多きは頗然として明らかふり

○遞信省令第二號

明治十八年（五月）第七號布達電信取扱規則中左ノ通改正シ本年七月一日ヨリ施行ス

明治二十年六月十四日　遞信大臣子爵榎本武揚

一第二十五條中職綴十ノ下「五」ノ一字及計算ヲ十ノ下「五」ノ一字ヲ削ル

二第三十七條中一厭文ノ下二十字ヲ削リ左ノ二十八字ヲ加フ

五語以内住所氏名共　金二十五錢

一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ增ス

三第三十八條中一厭文ノ下二十字ヲ削リ左ノ二十六字ヲ加フ

五語以内住所氏名共　金二十五錢

一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ增ス

○北海道廳官有地貸下規則　北海道廳に於ては本月一日廳令第六十一號を以て官有地貸下規則左の通定めたり但し昨十九年四月同廳乙第九號達及同年一月廳令第三號乙第一號達第三項第四項及同年十二月根室支廳甲第三十四號布達は廢止せり

第一條　官有地貸下規則

官有開墾地及北海道土地拂下規則に據り拂下願を土地は此規則に據り貸下ふし

第二條　貸下願出るときは保證人連署其土地の略圖（第二號式）を願書（第一號式）に添へ差出すべし

第三條　官有地貸下期限は左の各項に依るべし

五箇年以内　耕宅地、河岸場、魚鳥繁場、海藻乾場、土石取揚場の類

一箇年以内　雜物置場の類

三箇月以内　仮小屋所、休憩所の類

第四條　貸下許可の際は手數料金八厘上納貸地渡申受くべし

第五條　貸地料は增價百分の一とす

第六條　凡り官有地の借地料を期限の過上納せざるものは其貸下を取消すべし此場合にては假令如何なる勞費あるも其償を下付せざるものとす

第七條　凡り官有地貸下許可を得たる者は其當初出願の目的に應て之を仲用するを得ると雖とも他人（譲入賣入を爲すことを得ざるものとす

但不慮に事故ありて轉貸せんと欲するときは願出べし

第八條　凡り官有地貸下期限中公益又は官用に依り返納ふし

第九條　年を以て貸渡したる土地期年期を滿はんと欲するときは其月以内に返納すべし但貸下期限内の返納は願（第四號式）出べし但貸下期限内の返納は願（第五號式）出べし

但遞信地は廳（第五號式）出べし

○廳開解停　農に營行を停止せられたる和歌山日々新聞は今十四日より解停せらる

雜報

○蝦夷製圖　海軍省雇顧問佛國人ベルタン氏の建任に關する蝦夷製圖教樂は既に著顯しだる由にて今度大臣の許へ呈出したりと云ふ

○巡査教習所　今度新設したる之愛宕町の巡査教習所にて巡査の訓練裏則は勿論其他人命救濟日本手帖編

○十九年東京府虎列刺（去る十一日の續き）

（三）所轄内に死者あるに方り其警察官に於て死體檢視を要する者と認むるときは檢致醫に檢致官と共に現場に出張し其家族又は親戚者に就きて詳に生前の狀態及病中の症候を尋問し然後死體を檢視し尚ほ有疑決し難きときは主治醫に就きて逐細に病歷を尋問し而して虎刺刺病者の死體たる證憑判然たるときは之を檢致官に告げて死體には法規の手續をふし而して海葬法及隔離遮斷法を定むるは前條と異なる所なし

（四）隔離人並に交通遮斷人は隔離及交通遮斷施行の日より起算し第五日に至りて之を診察し若も感染の疑ふ者は翌朝遮くと之を解放するも屬官に病症ありて感染の疑ある者は一兩日者くは數日其解放期を延延して病勢の如何を察し而して異常あるときは其日より起算し治癒に赴く自宅療養の患者に於て若し死亡するときは其日より起算し第五日に至りて其家族及此患者に係る隔離遮斷人を診察し異常ふき者は翌朝解放し屬官症あるときは隔離と一般の處置をふす

第三期

此目的たる故も困難ふも有要ふる者にして充分ふる成蹟を得ふは獨る隔離たり然れども今將たる成蹟の大要を掲げ以て他日の參考に供する所の如し

抑府下に於て本年虎刺刺病の發生たるや麻布區霞關町北寶鳳揮長崎村及日本橋區上槇町に發したる三名の患者を以て初步とす爾後數日の間所々に數名の患者を生じたりと雖ども特發にして者も傳染の證左なし亦其家族及近隣に感染したる患者の如きは蓋し傳染の證據判然たる者といふべし而して神田練町の患者は共に機漫より來る者にして其機漫に在るや殆しく流行地に在りし者あり者京橋郡日本橋區に感染實に鮮少ふらず又芳町の患者は地方今戸町の患者戸塚七五郎より傳染せし者にして七五郎の原因判然ふらずと雖ふ不接生より特發せし者の如し此三町の病性十名の多きに賛れり要するに傳染の系統判然たる者三十名方主五如く其數順次相倍純するを以て系統の調査を得ざる者蓋し幾十名あるを知らず顧ふ稀溪し交通最も繁盛の地と謂ふべし然るに其表通りの家屋は大抵精清潔ふるも裏長屋のごきに至りては實に狹隘の地に數棟相併列し不潔甚し亦光線の透射空氣の流通頗る悪しく自然赤汚濁の如し而して其人民の狀態然たる大抵貧窶を極むと云ふ可し此狀態たる殊に淫町近傍螺鈿松島町を以て甚しとふす暴竟貧民の巣窟と云ふも亦謂言に非ざるべし是此三區に於て殊に流行せし所以ふらん

消毒法は各人各戸に就きて固より別然たる成蹟を得ふ者に非ず雖流行地も盛ふる一町或は數町を囊して大消毒法を行ふときは日を表ひて其地に患者の發生減少し遂に消滅に歸する消毒法の効績と云はざるを得ず即ち前後に記載せし通り神田芳野町久は麻布區新網町神田區末廣町京橋區新濱町日本橋區久松町の如きは最も著明ふる例證ふり其施行の方法及患者數の增減の如きは檢疫報告書に照して明了ふるべし又神田日本橋京橋の三區は府下最も流行の地ふるを以て此三區に限り發生地の狀態家屋の構造下水溝府より井水の如何に至るまで實地に就きて一々調査せし數實に二千七百戸ふり又其數も流行せし地の井水と之に接近して流行せざる地の井水を汲取り比較し其水質の如何を比較して表ときは土地界濕家屋不潔人民貧窶にして不良の井水を飲用する地に虎刺刺の多きは頗然として明らかふり

○北海道物産共進會　今度北海道物産共進會